

【新型コロナウイルス関連情報】
アイルランド政府による外出禁止措置等の緩和
(緩和ロードマップ第2段階の開始と緩和措置の前倒し適用)
(6月6日発出領事メール)

6月5日、ヴァラッカー・アイルランド首相は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう外出禁止等の制限について、6月8日から、緩和措置の第2段階を開始すると発表しました。この第2段階には、当初、第3段階以降で予定されていた緩和措置の一部を前倒しし、当初の5段階の予定を、4段階に短縮すると発表しました。

アイルランド政府は、制限の緩和スピードが早まっても、2メートルの社会的距離を保つ、店内や公共交通機関においてはマスクを着用する等、日常生活での感染防止の継続を要請しています。アイルランド在留邦人の皆様におかれては、引き続きご留意ください。

1 第2段階における措置(概要)

(以下、在留邦人の皆様の生活に、関係が深いと思われる項目を抜粋。詳細については、以下(9)にあるアイルランド政府ウェブサイトを参照ください。)

(1)一般的な衛生面での注意事項

- ・2メートルの社会的距離を常に保つ。
- ・頻繁で丁寧な手洗い、咳エチケットを心がける。
- ・混雑したエリアを避ける。
- ・社会的距離が保てない状況(店内や公共交通機関等)では、マスクを着用する。
- ・他者との接触歴を記録しておく。

(2)移動の制限

- ・可能な限り、地元から出ない(「Stay Local」)。
- ・移動は、居住する県内又は、自宅から20km以内で認められる。
- ・買い物は、地元で行う。
- ・公共交通機関の制限があるため、混雑する時間帯を避け、できる限り徒歩や自転車での移動を奨励する。
- ・必要不可欠ではない国外旅行は避ける(継続)。
- ・アイルランドに入国する者は、14日間の自己隔離を必要とする(継続)。

(3)集会の制限

- ・できる限り、屋外で集会する。集まる人数は、6名以内に限る。
- ・集まる際は、2メートルの社会的距離を保ち、身体接触を避ける。
- ・屋内での集会(自宅への他者の来訪、他者宅への訪問)は、6名以内とし、1時間以下とす

る。

- ・面会の相手は、できる限り同じメンバーとし、マスク着用を奨励する。

(4) 仕事・職場における制限

- ・可能な限り在宅勤務を継続する。
- ・他者と社会的距離を保ちつつ仕事ができる者は、段階的に職場に復帰できる。
- ・雇用主は、出勤人数の制限、シフト勤務、時差出勤等の措置をとる。職場復帰に備え、感染防止措置を準備し、従業員に周知する(例:手洗い、社会的距離、咳エチケット、マスク着用、清掃等)。

(5) 商業活動における制限

- ・全ての小売店は再開できる(床屋、美容院等、身体接触を伴う業種を除く)。
- ・小売店は、感染予防の対策を取る(例:スクリーン、バリアの設置、入店待機の列、入店人数とスタッフ数の制限、店内清掃等)。
- ・6月15日から、ショッピングセンターが営業再開できる。

(6) 文化、スポーツ、社交面での制限

- ・公共図書館は再開する。
- ・スポーツ等の活動は、屋外において、15人以下の人数で行う。身体接触を避け、試合は行わない。
- ・葬儀へ参加できる人数は、25人までとする(注:これまでは10名)。

(7) 教育・子育てにおける制限

- ・学校教育の再開準備のため、校舎・施設を段階的に再開放する。
- ・公園の遊び場、屋外キャンプ(小学生以上を対象)を再開する。
- ・屋外で子供が活動する際は、保護者・監督者を含め15名までに人数を制限する。

(8) 70歳以上の方に関連する制限

- ・できる限り自宅にとどまる。
- ・70歳以上の方を訪問する際は、屋外で会うことを奨励する。自宅を訪問する際は、感染防止に厳に注意する。
- ・店舗が設定した高齢者や病弱な方のための時間帯に買い物を行う。

(9) アイルランド政府ウェブサイトにおける緩和措置第2段階関連の詳細は、以下をご参照ください。

<https://www.gov.ie/en/publication/7ae99f-easing-the-covid-19-restrictions-on-june-8-phase-2/>

<https://www.gov.ie/en/publication/cf9b0d-new-public-health-measures-effective-now-to-prevent-further-spread-o/>

[https://merrionstreet.ie/en/News-](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Taoiseach_confirms_Ireland_ready_to_move_to_Phase_2.html)

[Room/News/Taoiseach_confirms_Ireland_ready_to_move_to_Phase_2.html](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Taoiseach_confirms_Ireland_ready_to_move_to_Phase_2.html)

2 第2段階以降の緩和(概要)

(1) 第3段階は6月29日から、第4段階は7月20日から開始予定(5月1日のロードマップ発表時から変更なし)。予定通り次の段階に移行するかについては、状況を見つつ判断する。

(2) 第3段階と第4段階における制限緩和の内容は、今後決定される。

(3) 大規模集会の禁止を含むいくつかの措置、衛生面の措置、身体的距離維持の要請は、第4段階終了後8月に入っても継続される。

3 アイルランド政府は、6月6日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を25,183件、累積死亡者数を1,678名と発表しました。

<https://www.gov.ie/en/press-release/b88db-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-saturday-07-june/>

4 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示したガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

5 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号(代表): 01-202-8300

E-mail(領事班): consular@ir.mofa.go.jp